

高原町ふるさと起業家・団体等支援事業補助金交付要綱

令和7年4月1日

産業創生課

(趣旨)

第1条 町は、ふるさと納税制度を活用した資金調達の機会を提供することにより、起業促進や地域活性化を図ることを目的として、地域資源を活用して地域課題の解決に資する事業を起業し、又は拡充する者（以下「ふるさと起業家等」という。）及び地域活性化に資する取組を展開する団体等（以下「ふるさと活性化団体等」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和41年高原町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象者となる者（以下「補助対象者」という。）は、ふるさと起業家等又はふるさと活性化団体等（以下「ふるさと起業家・団体等」という。）で、次の各号に該当する者とする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

- (1) ふるさと起業家等で、町内に住所又は事業所を有する者 町税その他の滞納がなく、かつ、次条に規定する補助対象事業に対するふるさと納税の募集終了後2月以内に町内で起業し、又は操業若しくは新たな事業を開始することが確約できるもの。
- (2) ふるさと起業家等で、町外に住所又は事業所を有する者 次条に規定する補助対象事業に対するふるさと納税の募集終了後1か月以内に町内に住所又は事業所を有し、その1か月後に起業し、又は操業することが確約できるもの。
- (3) ふるさと活性化団体等 町内に主たる活動場所又は運営拠点を有し、かつ、構成員の数が5人以上であるもの。

2 補助対象者は、補助金の交付を受けようとする事業について、あらかじめ町長の認定を受けなければならない。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の区分及び内容は、別表の通りとする。ただし、次に掲げる事業は、補助対象事業としない。

- (1) 宗教的活動又は政治的活動を目的とする事業

- (2) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 33 条第 1 項に規定する連鎖販売取引に該当する事業
 - (3) 法律等で活動内容が規定されている事業
 - (4) 事業の主たる効果が町外で生じる事業
 - (5) その他町長が不相当と認める事業
- （補助対象経費及び補助金の額）

第 4 条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に必要な費用（次の各号に掲げる経費を除く。）とする。ただし、補助対象者がこの要綱以外の制度により補助対象事業に係る助成を受ける場合は、当該助成を受ける額を差し引いた額を補助対象経費とする。

- (1) 資本金、人件費及び食糧費に相当する経費
- (2) その他町長が不相当と認める経費

2 補助金の額は、ふるさと納税制度により補助対象事業に対して受けた寄附の金額から当該寄附の募集に要した経費を差し引いた額の範囲内とする。

（事業の認定申請）

第 5 条 第 2 条第 2 項の認定（以下「認定」という。）を受けようとする者は、高原町ふるさと起業家・団体等支援事業認定申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 収支予算書（様式第 3 号）
- (3) 認定を受けようとする事業の実施に必要な費用の見積書の写し等
- (4) ふるさと納税制度を活用した寄附募集計画書（様式第 4 号）
- (5) 法人または団体にあつては、次に掲げる書類
 - ア 規約、会則又は定款
 - イ 直近の事業年度分の決算書の写し
 - ウ 役員名簿又は会員名簿
- (6) 個人にあつては、次に掲げる書類
 - ア 開業届の写し
 - イ 住民票
 - ウ 前年の確定申告書の写し
- (7) 事業予定地の概要（様式第 5 号）
- (8) 町内に住所又は事業所を有する者にあつては、町税その他の税の滞納がないことの証明書
- (9) その他町長が必要と認める書類

（審査会の設置）

第 6 条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、認定の可否及び補助

金の額を審査するため、高原町ふるさと起業家・団体等支援事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会の主な審査事項は、別表のとおりとする。
- 3 審査会は、審査の結果を町長に報告しなければならない。
- 4 審査会の設置に関し必要な事項は、町長が別に定める。

（事業の認定決定等）

第7条 町長は、前条第3項の規定による報告があったときは、認定の可否を決定し、高原町ふるさと起業家・団体等支援事業認定（不認定）決定通知書（様式第6号）により、当該申請をしたものにその旨を通知するものとする。

- 2 町長は、前項に規定により認定を決定した事業（以下「認定事業」という。）の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（認定事業の公表及びふるさと納税制度を活用した寄附の募集）

第8条 町長は、前条の規定により認定を決定したときは、当該認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）の氏名又は名称、認定事業の内容、寄附目標額等について公表するものとする。

- 2 町長は、認定事業者の内容に基づき、ウェブサイト等にふるさと納税制度を活用した寄附を募集する窓口を開設するものとする。
- 3 前項の寄附の募集期限は、寄附目標額を達成した日又は当該認定事業実施年度の12月31日のいずれか早い日とする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

（認定事業の変更等）

第9条 認定事業者は、認定事業の内容の変更（軽微なものを除く。）、取下げ又は中止をしようとするときは、高原町ふるさと起業家・団体等支援事業（変更・取下・中止）認定申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- （1） 認定事業の内容を変更しようとする場合には、変更後事業計画書（様式第2号）
- （2） 認定事業の内容を変更しようとする場合には、変更後収支予算書（様式第3号）
- （3） 認定事業の内容を変更しようとする場合には、変更後の認定事業の実施に必要な費用の見積書
- （4） その他町長が必要と認める書類

第10条 町長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 虚偽その他不正の手段により、認定を受けたとき。

- (2) 認定事業を中止したとき。
 - (3) 町税その他の税を滞納したとき。
 - (4) 認定事業に従事し、若しくは協力する者又は認定事業者と取引を行うものが暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又はこれらのものと密接な関係を有する者であったとき。
 - (5) 認定事業以外の用途に補助金を使用したとき。
 - (6) 法令等に反する事業を行ったとき。
 - (7) 全各号に掲げる場合のほか、町長が不適當と認めたとき。
- 2 町長は、前項の規定により認定の全部または一部を取り消したときは、速やかに、高原町ふるさと起業家・団体等支援事業認定取消通知書（様式第9号）により、当該取り消しに係る認定事業者に理由を付してその旨を通知するものとする。
- 3 町長は、第1項の規定により認定の全部または一部を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期間を定めてその全部又は一部を返還させるものとする。
- （補助金の交付申請）
- 第11条 認定事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、第8条第3項に規定する寄附の募集期限の日から20日を経過する日までに、高原町ふるさと起業家・団体等支援事業補助金交付申請書（様式第10号）により町長に申請しなければならない。
- （補助金の交付決定）
- 第12条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で交付の可否を決定し、高原町ふるさと起業家・団体等支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第11号）により、当該申請をしたものにその旨を通知するものとする。
- （認定事業の実施期間）
- 第13条 認定事業の実施期間は、前条の規定による交付の決定を受けた日から当該年度の末日までとする。ただし、自己資金又は寄付実績の範囲内において当該決定の日前に認定事業に着手する場合その他町長が特に認めた場合は、この限りではない。
- （実績報告）
- 第14条 第12条の規定により交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、認定事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該交付の決定を受けた年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日（前条ただし書に規定する場合には、町長が別に定める日）までに、高原町ふるさと起

業家・団体等支援事業実績報告書（様式第 12 号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- （１） 事業実施内容報告書（様式第 13 号）
- （２） 収支決算書（様式第 14 号）
- （３） 認定事業の経過及び成果を明らかにする書類、写真等
- （４） その他町長が必要と認める書類

- 2 補助事業者は、認定事業が完了した年度の翌年度から起算して 5 年間、認定事業に関する収入及び支出を記載した帳簿を備えるとともに、毎年度終了後 30 日以内に、前項各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

- 第 15 条 町長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査した上で補助金の額を確定し、高原町ふるさと起業家・団体等支援事業補助金確定通知書（様式第 15 号）により、当該報告をしたものにその旨を通知するものとする。

（財産の管理）

- 第 16 条 補助事業者は、認定事業により取得し、又は効用の増加した資産（以下「取得等財産」という。）については、認定事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、認定事業の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得等財産について、管理台帳を備え、管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、認定事業が完了した日の翌日から起算して 10 年間、町長の承認を得ないで、取得等財産を認定事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 4 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、高原町ふるさと起業家・団体等支援事業補助金財産処分承認申請書（様式第 16 号）により、町長に申請しなければならない。
- 5 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で承認の可否を決定し、高原町ふるさと起業家・団体等支援事業補助金財産処分承認（不承認）通知書（様式第 17 号）により、当該申請をしたものにその旨を通知するものとする。
- 6 前項の規定による審査は、補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて（平成 16 年 6 月 10 日付け経済産業省大臣官房会計課定め）を準用する。

（その他）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条、第 4 条、第 6 条関係）

補助対象事業の区分	補助対象事業の内容	主な審査事項
ふるさと起業家等 新規企業支援事業	地域資源を活用して地域課題の解決を図ることを目的とした起業（既存の事業を足掛かりとした新たな分野での起業を含む。）	(1) 先駆的で課題解決性に富み、地域活性化など公益に資することが期待されること。 (2) 採算性があるとともに、社会的に広く共感を得られ、ふるさと納税制度を活用した寄附により相応の事業資金の調達が見込まれること。 (3) 事業資金の総額の 3 分の 1 以上の自己資金を確認できること。
ふるさと起業家等 既存事業拡充支援事業	地域資源を活用して地域課題の解決を図ることを目的とした既存事業の内容を拡充する事業。	(1) 採算性が高く、地域経済の活性化などに資することが期待されること。 (2) 社会的に広く共感を得られ、ふるさと納税制度を活用した寄附により相応の事業資金の調達が見込まれること。 (3) 事業資金の総額の 3 分の 1 以上の自己資金を確認できること。
ふるさと活性化団体等支援事業	地域資源を活用して地域課題の解決を図り、地域活性化に資する取組を行う事業	(1) 独創的で課題解決性に富み、地域活性化など公益に資することが期待されること。 (2) 社会的に広く共感を得られ、ふるさと納税制度を活用した寄附により相応の事業資金の調達が見込まれること。

年 月 日

高原町ふるさと起業家・団体等支援事業認定申請書

高原町長 殿

(申請者)
住所又は所在地
名称
氏名又は代表者職氏名
代表者住所
代表者生年月日 年 月 日

高原町ふるさと起業家・団体等支援事業の認定を受けたいので、高原町ふるさと起業家・団体等支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて、下記の通り申請します。

また、同要綱第 2 条に規定する補助対象者の要件に該当していることを誓約するとともに、自身の該当要件の状況について高原町が調査することに同意します。

記

事業名称			
補助対象事業区分	☐ ふるさと起業家等新規起業支援事業 ☐ ふるさと事業化等既存事業拡充支援事業 ☐ ふるさと活性化団体等支援事業		
事業の目的及び概要 ※ 必要に応じて企画書等提案に資する資料を添付すること。			
事業実施予定期間	事業着手予定年月日	年	月 日
	事業完了予定年月日	年	月 日
寄附目標額	円		

(担当者連絡先)
担当者職氏名 :
T E L :
M a i l :

様式第2号（第5条、第9条関係）

事業計画書（変更後事業計画書）

事業主体形態	☐ 法人 ☐ 有限責任事業組合 ☐ 個人事業 ☐ 任意団体 ☐ その他（ ）
法人名称・屋号	
氏名・代表者職氏名 （申請者名）	
住所・所在地 （事業実施地）	〒 —
開業・設立（予定）日	年 月 日
事業において活用する地域資源	
事業において解決を目指す地域課題の内容	※目指す重要業績評価指標（KPI）についても記載
事業（取組）の具体的な内容	
先駆性 事業の新規性など 独創性	
採算性 事業の自立性など 将来性	
公益性 事業の貢献性など 透明性	※事業報告や運営状況の公開等についても記載
共感性 事業の拡散性など 相互性	※広報やプロモーション等の予定があれば記載

様式第3号（第5条、第9条関係）

収支予算書（変更後収支予算書）

1 収入 （単位：円）

区分	金額	備考
自己資金	円	
借入金	円	
補助金	円	
合計	円	

2 支出

区分		内容	金額	備考
補助対象経費			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
	小計		円	
補助対象外経費 (自己資金他)			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
	小計		円	
合計			円	

- ※ 支出の区分及び内容は、できるだけ詳細に記載してください。
- ※ ふるさと起業家等起業支援事業に係る申請の場合は、別途収支計画書（最低5年以上）を添付してください。
- ※ 積算に係る見積書の写しを添付してください。

様式第4号（第5条関係）

ふるさと納税制度を活用した寄附募集計画書

寄附募集サイト名	
サイト運営事業者	
サイト詳細	サイト利用料： 運営事業者本件担当部署： 運営事業者本件担当者名： 担当者連絡先：
寄附目標額	円
寄附募集予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
寄付金額が寄附目標額に達しない場合の取扱い	☐ 自己資金 ☐ 金融機関等からの借り入れ ☐ その他（以下に具体的に記載） ※実行確約型（オールイン）のため、不足額の調達等について記載
寄附募集のための周知・広報の手法	
ふるさと未来投資家への事業報告	回数：年間 回程度 方法： ☐ HP や SNS の更新 ☐ メール ☐ 紙 ☐ その他（以下に具体的に記載）
ふるさと未来投資家に継続して関心を持ってもらう仕組み	
ふるさと未来投資家への返礼内容	

様式第5号（第5条関係）

事業予定地の概要

事業予定地住所	高原町大字
---------	-------

位置図を添付してください。

1 土地の概要（☐有 ☐無）

所有者	所有者名				
	所有者住所				
面積	m ²	登記地目		現況地目	
現在の利用状況					
賃貸借契約・使用貸借契約	☐ 契約済み ☐ 未契約（ 年 月契約予定） ※契約済みの場合は、契約書の写しを添付				

2 建物の概要（☐有 ☐無）

所有者	所有者名			
	所有者住所			
概要	延べ面積	m ²	現在の用途	
	築年数	年	構造	
賃貸借契約・使用貸借契約	☐ 契約済み ☐ 未契約（ 年 月契約予定） ※契約済みの場合は、契約書の写しを添付			

3 所有者の同意（未契約の場合のみ記載）

上記の（☐土地 ☐建物）について、（☐賃貸借契約 ☐使用貸借契約を交わす予定）であることを認めます。

年 月 日
（所有者）住所又は所在地
名称
氏名又は代表者氏名

年 月 日

様

高原町長 ㊟

高原町ふるさと起業家・団体等支援事業認定（不認定）決定通知書

年 月 日付けで認定申請のあった高原町・ふるさと起業家・団体等支援事業については、下記のとおり決定したので、高原町ふるさと起業家・団体等支援事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により通知します。

記

事業名称	
決定内容	☐ 認定 ☐ 不認定
認定の条件又は 不認定の理由	

年 月 日

高原町ふるさと起業家・団体等支援事業（変更・取下・中止）認定申請書

高原町長 様

（申請者）住所又は所在地
名称

氏名又は代表者氏名 ㊟

年 月 日付けハツ 7 1 1 ー で認定を受けた高原町ふるさと起業家・団体等支援事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて、下記の通り申請します。

記

認定事業名称	
申請区分	☐ 内容変更 ☐ 取下げ ☐ 中止
申請理由	
計画変更内容 ※計画変更の場合のみ記載 ※変更内容や事業実施予定期間、寄附目標（見込）額等について、具体的に記載	

年 月 日

様

高原町長 ㊟

高原町ふるさと起業家・団体等支援事業（変更・取下・中止）承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで（内容変更・取下・中止）申請のあった高原町ふるさと起業家・団体等支援事業補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により通知します。

記

認定事業名称	
決定内容	☐ 承認 ☐ 不承認
承認の条件又は 不承認の理由	

年 月 日

様

高原町長 ⑩

高原町ふるさと起業家・団体等支援事業認定取消通知書

年 月 日付け で認定を決定した高原町ふるさと起業家・団体等支援事業補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により通知します。

記

認定事業名称	
取消範囲	☐ 全部 ☐ 一部
取消内容	
取消し理由	

年 月 日

高原町長 様

（申請者）住所又は所在地
名称
氏名又は代表者氏名

印

高原町ふるさと起業家・団体等支援事業補助金交付申請書

高原町ふるさと起業家・団体等支援事業補助金の交付を受けたいので、高原町ふるさと起業家・団体等支援事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、関係書類を添えて、下記の通り申請します。

記

認定事業名称			
寄附調達額（A）		円	
寄附募集サイト手数料（消費税込み）（B）		円	
その他寄附募集経費（C）		円	
寄附を原資とする補助金交付申請額（D）※A-B-C		円	
補助金交付申請額（F）※D		円	
不足額（G-F）の取扱い	☐自己資金 ☐金融機関等からの借入れ ☐その他：以下に具体的に記載 ※実行確約型（オールイン）のため、不足額の調達等について記載		
事業実施 予定期間	事業着手予定年月日	年	月 日
	事業完了予定年月日	年	月 日
備考	※事業内容に軽微な変更がある場合は、その内容を記載		

ハツ 7 1 1ー
年 月 日

様

高原町長 ㊟

高原町ふるさと起業家・団体等支援事業補助金交付（不交付）
決定通知書

年 月 日付け で交付申請のあった高原町ふるさと起業家・団体等支援事業補助金については、下記の通り決定したので、高原町ふるさと起業家・団体等支援事業補助金交付要綱第 12 条の規定により通知します。

記

認定事業名称	
補助金交付決定額	円
交付の条件又は不交付若しくは補助金交付申請額からの減額の理由	

年 月 日

高原町長 殿

（報告者）住所又は所在地
名称
氏名又は代表者職氏名

印

年 月 日付けハツ 7 1 1 ー で交付決定のあった高原町ふるさと起業家・団体等支援事業補助金交付要綱第 14 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて、下記の通り実績を報告します。

記

認定事業名称		
事業実施期間	事業着手年月日	年 月 日
	事業完了年月日	年 月 日
実績報告額	認定事業に要した経費： 上記のうち補助対象経費： 補助金交付決定額：	
備考	※実施内容に軽微な変更がある場合は、その内容を記載	

様式第 13 号（第 14 条関係）

事業実施内容報告書

認定事業者名称	
事業主体形態	☐ 法人 ☐ 有限責任事業組合 ☐ 個人事業 ☐ 任意団体 ☐ その他（ ）
法人名称・屋号	
氏名・代表者氏名	
住所・所在地	〒 ー
開業・法人設立日	年 月 日
資本金・出資金（法人）	
株主・出資者数（法人）	
役員・従業員数	
事業の実績 ※実施内容・実施方法等	
事業の効果・成果 ※地域課題解決・地域活性化への効果	
今後の展開 ※次年度以降の計画	

様式第 14 号（第 14 条関係）

収支決算書

1 収入 (単位：円)

区分	金額	備考
自己資金		
借入金		
町補助金		
合計		

2 支出

区分		内容	金額	備考
補助対象経費			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
	小計		円	
補助対象外経費 (自己資金他)			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
	小計		円	
合計			円	

- ※ 認定事業の実施に要した経費を証する書類（契約書・領収書の写し等）を添付してください。
- ※ 支出の区分及び内容は、できるだけ詳細に記載してください。
- ※ ふるさと未来投資家に継続して関心を持ってもらう仕組みや返礼に係る費用についても補助対象経費としますが、ふるさと納税の趣旨（総務省通知）に逸脱すると認められるものについては原則対象外となります。
- ※ ふるさと起業家等起業支援事業に係る実績報告の場合は、別途収支計画書（最低5年以上）を添付してください。

年 月 日

様

高原町長 印

高原町ふるさと起業家・団体等支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けハツ 7 1 1 ー で交付決定をした高原町ふるさと起業家・団体等支援事業補助金については、下記のとおり補助金の額を確定したので、高原町ふるさと起業家・団体等支援事業補助金交付要綱第 15 条の規定により通知します。

記

認定事業名称	
交付決定額	円
交付確定額	円 円 (内概算払済額 円)
特記事項	

年 月 日

高原町長 様

住所又は所在地
名称
氏名又は代表者氏名 ㊟

高原町ふるさと起業家・団体等支援事業補助金財産処分承認申請書

高原町ふるさと起業家・団体等支援事業補助金により取得した財産を処分したいので、高原町ふるさと起業家・団体等支援事業補助金交付要綱第 16 条第 4 項の規定により、下記により申請します。

記

認定事業名称	
処分財産	(1)品 目： (2)取得年月日： 年 月 日 (3)取 得 価 格： 円 (4)残 存 簿 価： 円
処分財産に係る 補助金交付額	
処分理由	
処分方法	

年 月 日

様

高原町長 ㊟

高原町ふるさと起業家・団体等支援事業補助金
財産処分承認（不承認）通知書

年 月 日付けで承認申請のあった高原町ふるさと起業家・団体等支援事業補助金により取得した財産の処分については、下記のとおり決定したので、高原町ふるさと起業家・団体等支援事業補助金要綱第 16 条第 5 項の規定により通知します。

記

認定事業名称	
決定内容	☐ 承認 ☐ 不承認
処分財産	(1)品 目： (2)取得年月日： 年 月 日 (3)取 得 価 格： 円 (4)残 存 簿 価： 円
処分財産に係る 補助金交付額	
承認の条件又は 不承認の理由	

様式第 17 号（第 16 条関係）

様式第 1 号（第 5 条関係）

様式第 2 号（第 5 条、第 9 条関係）

様式第 3 号（第 5 条、第 9 条関係）

様式第 4 号（第 5 条関係）

様式第 5 号（第 5 条関係）

様式第 6 号（第 7 条関係）

様式第 7 号（第 9 条関係）

様式第 8 号（第 9 条関係）

様式第 9 号（第 10 条関係）

様式第 10 号（第 11 条関係）

様式第 11 号（第 12 条関係）

様式第 12 号（第 14 条関係）

様式第 13 号（第 14 条関係）

様式第 14 号（第 14 条関係）

様式第 15 号（第 15 条関係）

様式第 16 号（第 16 条関係）

様式第 17 号（第 16 条関係）